

**TenpoVisor**

## **会計連携 インボイス制度対応のお知らせ**

— 免税事業者からの仕入に係る経過措置への対応 —

## 1. 本書について

平素より TenpoVisor をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、TenpoVisor の会計連携機能について、インボイス制度(適格請求書等保存方式)に対応した機能改善を行いましたのでお知らせいたします。

本書は、変更内容・本番反映日・お客様にご確認いただきたい設定について記載しています。会計連携機能をご利用のお客様は、本番反映日までに内容をご確認くださいようお願いいたします。

### 本書の対象となるお客様

TenpoVisor の会計連携機能をご利用中で、下記いずれかの会計ソフトへ仕訳データを連携しているお客様  
PCA会計／勘定奉行(OBC)／freee会計／TKC会計

## 2. 対応の背景

### 2.1 免税事業者からの仕入の取扱い

インボイス制度では、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として適格請求書発行事業者(課税事業者)が発行した適格請求書の保存が必要です。

適格請求書発行事業者以外(免税事業者等)からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除の対象になりません。ただし、制度移行にともなう経過措置として、一定期間は仕入税額相当額の一定割合を控除できることとされています。

### 2.2 経過措置による控除割合

免税事業者等からの課税仕入れに係る控除割合は、仕入の時期に応じて次のとおり段階的に縮小されます。

| 期間                      | 控除できる割合      |
|-------------------------|--------------|
| 2023年10月1日 ～ 2026年9月30日 | 仕入税額相当額の 80% |
| 2026年10月1日 ～ 2028年9月30日 | 仕入税額相当額の 70% |
| 2028年10月1日 ～ 2030年9月30日 | 仕入税額相当額の 50% |
| 2030年10月1日 ～ 2031年9月30日 | 仕入税額相当額の 30% |
| 2031年10月1日 以降           | 控除不可(0%)     |

### ご注意

2026年10月1日をもって、控除割合が 80% から 70% へ切り替わります。

本対応では、この割合の切り替えについてもシステム側で考慮しています。

※前提として会計システム側が最新のバージョンに更新されていること。

### 3. 変更内容

#### 3.1 変更の概要

従来、TenpoVisor から会計ソフトへ連携する仕入の仕訳データは、仕入先が適格請求書発行事業者（課税事業者）であるか免税事業者であるかにかかわらず、同一の税区分で作成していました。

今回の対応により、仕入登録時に設定されている仕入先について、TenpoVisor の仕入先マスタに登録された「課税事業者フラグ」を参照し、その設定に応じた仕訳データを作成するように変更しました。

#### 3.2 課税事業者フラグの仕訳への反映

仕入伝票に設定された仕入先の「課税事業者フラグ」に応じて、次のとおり仕訳データを作成します。

| 課税事業者フラグ                 | 仕訳データへの反映                               |
|--------------------------|-----------------------------------------|
| 1: 課税事業者<br>(適格請求書発行事業者) | 従来どおり、課税仕入れとして仕訳データを作成します。              |
| 0: 免税事業者                 | 免税事業者等からの課税仕入れとして、経過措置を考慮した仕訳データを作成します。 |

#### 3.3 経過措置の反映

仕入先が免税事業者の場合、仕入時期に応じた経過措置の控除割合（80％／50％）を考慮した仕訳データを作成します。控除割合の切り替えはシステム側で自動的に判定するため、お客様による切り替え操作は不要です。

#### 3.4 対象の会計ソフト

本対応は、TenpoVisor が連携する下記4種類の会計ソフトすべてが対象です。

| 会計ソフト     | 対応状況 |
|-----------|------|
| PCA会計     | 対応   |
| 勘定奉行(OBC) | 対応   |
| freee会計   | 対応   |
| TKC会計     | 対応   |

※ 各会計ソフトにおける具体的な税区分の割り当てについては、別途「会計連携 税区分対応表」をご参照ください。

## 4. 本番反映日

TenpoVisor のバージョンにより、本番反映日が異なります。

| 対象バージョン          | 本番反映日             |
|------------------|-------------------|
| TenpoVisor V3／V4 | 2026年 9月28日(月) 予定 |
| TenpoVisor V5    | 2026年10月26日(月) 予定 |

反映作業にともなうシステムの停止時間等については、別途ご案内いたします。

## 5. お客様にご対応いただきたいこと

### 5.1 仕入先マスタ「課税事業者フラグ」のご確認

本機能は、TenpoVisor の仕入先マスタに登録された「課税事業者フラグ」を参照して仕訳データを作成します。このフラグが実際と異なって登録されている場合、誤った税区分で仕訳データが連携されます。

本番反映日までに、仕入先マスタの「課税事業者フラグ」が正しく登録されているかをご確認ください。

| 設定値     | 意味                       |
|---------|--------------------------|
| 1:課税事業者 | 適格請求書発行事業者として登録されている仕入先  |
| 0:免税事業者 | 適格請求書発行事業者として登録されていない仕入先 |

仕入先マスタ

一覧の表示・更新

新規登録

選択チェックボックスにて更新または削除するデータを選択してください  
一度に更新できる上限は1000件です。1000件を超える場合は仕入先を絞ってください

☒すべての仕入先を選択☐すべての仕入先を解除

登録

削除

|   | 選択                                  | *仕入先コード | 仕入先カナ     | *仕入先名 1           | 課税事業者フラグ   |
|---|-------------------------------------|---------|-----------|-------------------|------------|
| 1 | <input checked="" type="checkbox"/> | 1       | ビジコムテスト 1 | ビジコムテスト 1 (課税事業者) | 1: 課税事業者 ▼ |
| 2 | <input checked="" type="checkbox"/> | 2       | ビジコムテスト 2 | ビジコムテスト 2 (免税事業者) | 0: 免税事業者 ▼ |
| 3 | <input checked="" type="checkbox"/> | 3       | ビジコムテスト 3 | ビジコムテスト 3 (免税事業者) | 0: 免税事業者   |

0: 免税事業者

1: 課税事業者

図 5-1 仕入先マスタ 課税事業者フラグの設定画面

#### 【ご確認・修正の手順】

- ① TenpoVisor にログインし、「仕入先マスタ」画面を表示します。
- ② 「一覧の表示・更新」をクリックし、登録済みの仕入先一覧を表示します。
- ③ 一覧右側の「課税事業者フラグ」列で、各仕入先の設定値をご確認ください。
- ④ 修正が必要な場合は、該当行の「課税事業者フラグ」欄のプルダウンから正しい値を選択します。

- ⑤ 修正した行の「選択」チェックボックスにチェックが入っていることを確認し、「登録」ボタンをクリックします。

#### 操作時のご注意

一度に更新できる上限は1000件です。1000件を超える場合は、仕入先を絞り込んでから更新してください。  
「削除」ボタンは選択した仕入先を削除します。フラグの修正時は必ず「登録」ボタンをクリックしてください。

仕入先が適格請求書発行事業者であるかどうかは、国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号から確認できます。

## 5.2 会計ソフト側の設定のご確認

免税事業者等からの課税仕入れに対応する税区分・勘定科目が、ご利用の会計ソフト側で使用可能な状態になっているかをご確認ください。設定が不足している場合、連携時にエラーとなる可能性があります。

設定内容の詳細は、ご利用の会計ソフトのマニュアル、または各会計ソフトのサポート窓口へお問い合わせください。

## 6. ご注意事項

---

### 6.1 連携済みの過去データについて

本番反映日より前に会計ソフトへ連携済みの仕訳データについては、本対応による変更は行われません。過去データが遡って修正されることはありません。

反映日より前に連携した仕訳データについて修正が必要な場合は、会計ソフト側でご対応いただきますようお願いいたします。

### 6.2 TenpoVisor V5 をご利用のお客様へ

経過措置の控除割合が 80% から 70% へ切り替わるのは 2026年10月1日ですが、TenpoVisor V5 の本番反映日は 2026年10月26日(月)です。

このため、2026年10月1日から反映日までの間に会計ソフトへ連携した仕入の仕訳データについては、本機能による免税事業者区分の反映が行われません。該当期間の仕訳データについては、会計ソフト側での内容のご確認をお願いいたします。

### 6.3 課税事業者フラグ変更のタイミング

仕入先マスタの「課税事業者フラグ」は、仕訳データの作成時点の設定内容が参照されます。フラグを変更された場合、変更前に連携済みの仕訳データには反映されません。